

中村西小学校 いじめ対策基本方針

練馬区立中村西小学校

1 本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたる。

2 本校の対策方針の基本的な考え方

- ・ いじめ防止等の対策により、本校の児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。
- ・ いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ・ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、都、区、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 本校の取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

① いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止対策推進法（平成25年）」および「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を受け、「いじめは重大な人権侵害であり決して許されない」という基本姿勢を継承し、本校は、いじめの未然防止から早期発見・早期対応、いじめへの対処に至る一連の具体的な取組を、以下の「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

② 組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織（以下、組織）を生活指導委員会内に設置する。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・ 毎週の全校朝会時の校長講話や学級指導を通して、めあてをもって意欲的に学校生活を過ごせるように啓発を図る。
- ・ 道徳の授業をはじめ、教育活動全体に渡る道徳教育の充実を図る。
- ・ 年間を通じた遊びの約束や生活のきまり、月目標を中心とした重点を置いた生活指導を通して、規律遵

守の意識を発達段階に応じて育む。

- ・ インターネットや携帯電話、スマートフォンに正しく接し扱えるよう、4・5年生での情報モラル講習会をはじめ、発達段階に応じた情報教育を実施する。

②児童の主体的な活動の促進

- ・ 毎日の朝の会や帰りの会、学級活動での集会や話し合い活動において、児童が意欲をもって主体的に取り組むことが自己実現となるような学年・学級経営を実践する。
- ・ 異年齢の集団の中で人と関わる活動を増やし、その活動を通して豊かな心の交流を図るために「たてわり班活動」を計画する。
- ・ クラブ、委員会活動において役割を担い、責任を負う機会を設定する。
- ・ 秋の「ふれあい月間」のいじめ防止キャンペーンの作品公募の取組に、全校児童を参加させる。

③教職員の指導力の向上

- ・ 日々の授業の公開や学年会等を通して、教師の言動や態度、学級の雰囲気等について相互評価・情報交換を実施する。
- ・ 校内研究における授業研究をはじめ、練馬区教育会等の各種研修会への積極的な参加を図る。
- ・ 生活指導全体会や夏季休業期間の生活指導研修会を通して、児童の発達の段階や正しい児童理解についての知識を共有し、教職員の資質向上を図る。

(3)いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

- ・ 毎日の呼名、健康観察を通して、児童の体調や表情の変化を見極め、個に応じた支援ができるよう情報の把握に努める。
- ・ 毎日の出欠票の提出や保健室の利用状況等の情報交換を通して、その結果にかかわる実態把握に努める。
- ・ 毎月、いじめ実態を把握するためのアンケートを実施（ふれあい月間は区のアンケート）。また、その結果を集計し、必要に応じて対策を講じる。
- ・ 毎週金曜日の生活指導朝会において、定期的な学年報告等の情報交換を行い、情報の共有に努める。

② 教育相談の充実

- ・ 年2回、個人面談とは別に教育相談日を設定し、希望する保護者が担任以外の管理職や教職員とも面談できる機会を設ける。
- ・ 毎週月曜日と木曜日に心のふれあい相談員、金曜日にスクールカウンセラーを配置する。
- ・ 5年全児童とスクールカウンセラーの面談を実施し、児童理解やよりよい支援につなげる。
- ・ 児童からの相談を受け付ける「相談室ポスト」を常設する。

- ・ 毎月、「相談室だより」を発行し、その月の相談室の予定と児童の発達に関わるコラム記事を掲載する。
- ・ 保護者からの相談を直接受け付ける直通電話の設置を、相談室だよりをはじめ、各種メディアを通して周知する。
- ・ 定期的に、スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター・養護教諭・生活指導主任で児童の情報共有を図り対応支援について協議し、早期対応に努める。状況により支援委員会を開催する。
- ・ 心のふれあい相談員、スクールカウンセラーが記録する毎日の「教育相談日誌」を、記述にかかわる教職員に回覧することで情報の共有を図る。
- ・ 必要に応じて巡回相談員の来校を申請し、専門的見地からの支援のコーディネイトを依頼する。

③保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

- ・ 学校だよりや学年だより、ホームページに本校の教育活動の情報を掲載し発信する。
- ・ 個人面談や教育相談日、保護者会を計画的に実施し、保護者の思いや悩みを真摯に受け止め、信頼関係の構築に努める。
- ・ 中村西町会、第三地区委員会、青少対等の地区行事への児童の積極的な参加を促す。

(4)いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援

- ・ いじめられる側の児童の心的な状況等を十分確認し、いじめられる側の児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で支援を開始する。
- ・ いじめられる側の児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、いじめられる側の児童に寄り添える体制を構築する。
- ・ いじめられる側の児童が、いじめる側の児童との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払う。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・ いじめる側の児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・ いじめた児童が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うよう十分に留意する。

③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後のいじめの状況に応じて、いじめたとされる児童の心の痛みや苦しみといった心理的な孤立感・疎外感があったこと、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる指導をし、「どんな理由がある

うといじめる側が悪い」という意識を高める。

④学校組織全体でのいじめへの対処

- ・ いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、速やかに関係保護者に連絡する。
- ・ いじめの事実に対する双方の保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

⑤重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した場合は、学校は区教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。
- ・ いじめられる側の児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ・ いじめたとされる児童に対しても教職員が連携し対応し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。

⑥インターネット上のいじめへの対処

- ・ 事実確認のため、ネット上の不適切な書き込みの検出を行うと共に、学校非公式サイト等の監視による検出結果等を活用し、削除依頼を行う。

⑦校(園)種間および関係機関との一層の連携

- ・ 幼保小連携活動や小中交流部活動、中学校教員による出前授業等の活動をする。
- ・ 年2回の中学校区別協議会において共通する課題や児童生徒の様子について情報交換を図り、必要に応じて参観、面談等の方策を練る。
- ・ 小中連携クリエイターを窓口の日頃からの情報の共有を図り、児童生徒の理解に努める。

(5)学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ・ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しに、保護者等による学校評価アンケートや児童によるふれあい月間でのいじめアンケート、教職員による学校評価アンケートの結果を反映し、その結果を公開する。
- ・ P D C A サイクル〔計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act)〕の考え方に従い、定期的に、本いじめ防止基本方針の成果と課題を問い、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。もし、期待するような成果と課題の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。